

# ワシントン条約第7条第1項及び同条約決議12.3に基づく 証明書の取扱いについて

輸入注意事項 2020 第7号(令和2年5月18日)

最終改正:令和3年1月28日付け・輸入注意事項 2021 第6号

ワシントン条約第7条第1項及び同条約決議12.3に基づき、輸出する国又は地域のワシントン条約に基づく管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が発給する商品見本に係る証明書（以下「商品見本証明書」という。）であって、下記の要件を満たすものについては、令和2年6月1日以降、輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号）及び輸入注意事項において規定する管理当局等が同条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書に代わるものとして取り扱います。

## 記

- 1 商品見本であって、販売又は譲渡をしないこと。
- 2 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。
- 3 A T Aカルネ手帳（注）により輸入され、再輸出されるものであること。
- 4 次の要件を満たす商品見本証明書であること（A T Aカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）。
  - ①「輸入者」欄及び「輸出者」欄の氏名、住所及び国又は地域が一致していること。
  - ②「特別条件（Special conditions）」欄（当該欄に相当する欄を含む。）に、次の事項が記載されていること。
    - a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効なA T Aカルネが添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」  
（例）  
**This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document.**
    - b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国として記載されていること。

（注）物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）第1条（d）に規定する通関手帳をいう。